

## 受益者負担金の金額について

金山町公共下水道事業の受益者負担金は、地積割と単一定額からなっています。地積割は、宅地の面積に1㎡当り80円を乗じた金額が、公共下水道への接続の有無にかかわらず賦課され、単一定額は下水道に接続したときに賦課され、下水道が供用開始された日から1年以内に接続した場合は80,000円、2～3年目に接続した場合は90,000円、4年目以降に接続した場合は100,000円となります。

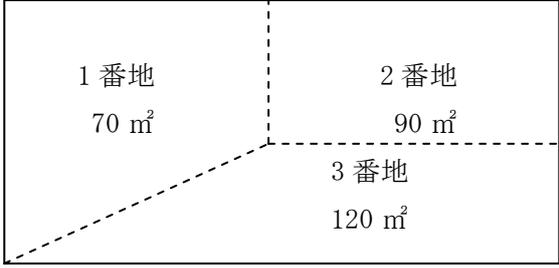
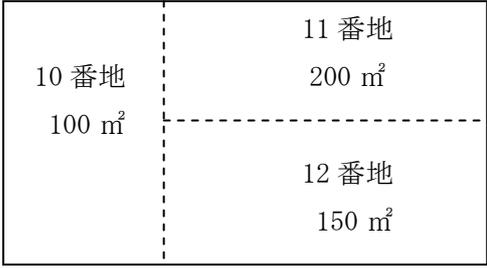
納入は地積割、単一定額とも3年9回分割での納付となります。納入月は、6月（7月）、10月、2月なっています。（一括納付を希望される場合は、環境整備課環境下水道係にご連絡下さるようお願いいたします。）

### 受益者負担金（地積割）の賦課について

地積割は、上記のように宅地の面積（登記地目が宅地以外であっても、現況地目が宅地の場合を含む）に80円を乗じて得た金額となります。

ただし、地積割は面積の大きさに比例するため、金山町のような農村部では、宅地面積の格差が大きいことから、下水道整備による個人が受ける利益と負担金の格差が実際よりも大きくなりがちとなってしまう。

この格差解消のため、公共枡1ヶ所につき宅地面積300㎡（90.75坪）を上限として計算します。300㎡は金山町で近年新築されている平均的な敷地面積です。これを超える部分は宅地以外の利用として減免扱いとさせていただきます。また、敷地面積がそれ以下の場合は宅地以外の利用があっても宅地見込地として扱わせていただきます。

【例1】 300㎡未満の場合	【例2】 300㎡以上の場合
宅地面積の合計に80円を乗じて計算	300㎡に80円を乗じて計算 (300㎡以上は減免)
	
$70\text{㎡} + 90\text{㎡} + 120\text{㎡} = 280\text{㎡}$ $280\text{㎡} \times 80\text{円}/\text{㎡} = 22,400\text{円}$	$100\text{㎡} + 200\text{㎡} + 150\text{㎡} = 450\text{㎡}$ $300\text{㎡} \times 80\text{円}/\text{㎡} = 24,000\text{円}$

※ 上記は、3筆を宅地として使用している場合の例です。

※ 分割方法は、9回で分割し、百円以下の端数を1回目に充当します。

例)  $24,000\text{円} \div 9\text{回} = 2666.6666\cdots \approx 2,600\text{円}$  (2回目以降)

$24,000\text{円} - 2,600\text{円} \times 8\text{回} = 3,200\text{円}$  (1回目)

詳しくは、環境整備課 環境下水道係までお問い合わせください。